平成２２年（フ）第６８３９号
大阪市淀川区十八条１丁目13番36号
債務者　永井　　悟
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８４２号
大阪市旭区森小路２丁目10番46号
債務者　船越みゆき
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３５２号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３―17　大阪自彊館白雲寮420号室、住民票上の住所大阪府寝屋川市萱島南町21番１―806号
債務者　谷口　　進
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３９２号
大阪府八尾市恩智北町３丁目105番地　松岡文化
債務者　永田　金子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４００号
大阪府東大阪市足代新町13―23　せんとはいむみち502号、住民票上の住所大阪府東大阪市荒本１丁目８番14―813号
債務者　水口　　清
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４０２号
大阪市生野区桃谷４丁目10番２号
債務者　大原清一こと　邵　　秉喜
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４０５号
大阪市東淀川区井高野２丁目６番３―506号
債務者　廣森　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４１０号
大阪市大正区千島２丁目４番４―833号
債務者　山本　省三
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４２５号
大阪市中央区島之内２丁目４番16―1002号
債務者　村松　　寛
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４４０号
大阪府八尾市高安町北６丁目６番地　高安グリーンハイツ107号
債務者　佐々木　理
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４４２号
大阪府摂津市鶴野１丁目５番23号
債務者　上田　周治
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４４３号
大阪市天王寺区勝山２丁目19番12号
債務者　小澤貴美子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４４９号
大阪市浪速区難波中３丁目８番19号　天扇ビル405号
債務者　赤松須美枝
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４５２号
大阪市淀川区十三東３丁目７番４号第１朝日マンション201号
債務者　栗山　綾子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４５４号
大阪府東大阪市鳥居町２番18号
債務者　嶋田　博子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４５５号
大阪市住之江区粉浜１丁目27番３号　リーアートビル１―103
債務者　藤井　京子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３２号
長崎県長崎市岡町４番４号
債務者　佐藤　　繁
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係